

監査公表第22号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年12月24日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公印省略)

監査種別

公の施設の指定管理者監査

監査結果の措置対象

指定管理者	ビルホゼングループ（代表団体：静岡ビル保善株式会社、構成団体：中部ビル保善株式会社）
指定管理施設 (所管部課)	新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいな（産業振興部観光課） 新城市学童農園山びこの丘（鳳来総合支所地域課）

監査結果報告年月日

令和7年10月3日

監査結果に対する措置通知年月日

令和7年12月11日

講じた措置等の内容

【ビルホゼングループ】

《指摘事項》

指定管理料については、支払時期が協定書に定められているので、適切な事務処理を行われたい。

《是正措置内容》

令和7年度を始期とする新たな指定管理期間の年度協定書では、指定管理料の各支払時期における請求書提出期限がそれぞれ設定されたため、期限を守り適切な事務処理を行います。

《意見》

熱中症の重篤化を防ぐため労働安全衛生規則が改正され令和7年6月1日から施行されているので、適切な対応に努められたい。

《措置内容》

労働安全衛生規則改正の趣旨を踏まえ、熱中症対策を強化してまいります。

【産業振興部観光課】 【鳳来総合支所地域課】

《意見 1》

指定管理者とは毎月の業務報告の受領だけに留まらず、情報交換を密にして強固な信頼関係を築き、円滑な施設運営にあたられたい。

《措置内容》

毎月の利用者数等の報告の際には、運営や施設の状況に関する困り事などについて支配人と意見交換を行っております。また、施設で問題が発生した際には、必要に応じて職員が出向き対応を行うなど、利用者に不便をかけない様、常に情報共有を図つてまいります。

《意見 2》

今回の指定管理期間は3年と短いので、そうしたことを踏まえたうえで、指定管理者の協力を仰ぎ利用者の声をしっかりと吸い上げて、今後の施設の在り方を検討していただきたい。

特にゆ～ゆ～ありいなについては、現行の諸物価、人件費等の高騰により指定管理料は増加しており、今後もこの傾向は続くものと推測される中で、施設最大の収入源である利用料金は、利用者の減少に伴い減収となっている。

料金改定については、条例改正が必要となる場合があることや、施設の老朽化への対策等により早急な対応は難しい状況にあるが、施設の今後の在り方については、現在策定中の湯谷温泉街活性化構想（計画）の中で、施設の存続方針、料金体系等をしっかりと検証・検討して、可能な限り早期に最善の方向性を示されたい。

《検討状況》

山びこの丘については、令和7年6月から利用者アンケートを開始し、利用者の意見をまとめております。また、経年劣化した施設状況を踏まえた修繕計画等を勘案し、今後の施設の在り方についての検討材料に活用し、方向性を示していきます。

ゆ～ゆ～ありいなについては、現在策定中の湯谷温泉街活性化構想の中で施設の今後の在り方について示すとともに、存続する場合には料金体系の見直しを含め時勢に即した対応を早急に検討してまいります。